



3 各対象者への受診勧奨・保健指導の流れ

(1) 医療機関未受診者[A]に対する受診勧奨・保健指導の流れ

- ① 市から対象者[A]に対し、保健指導の案内を送付する。  
案内送付後、電話で保健指導の主旨や内容等について説明し、本人の同意を得る。
- ② 同意を得られたかたへ、訪問または来所による面接や電話により、保健指導を実施する。保健指導では、健診結果構造図等を活用し、健康リスクや受診の必要性についてわかりやすく指導し、「糖尿病を専門的に診療することができる医療機関一覧」（「青森県がん・生活習慣病対策課、公益社団法人青森県医師会」作成）により受診を勧奨する。

※面接時、受診に際し、本人に持参していただく書類等を渡す。

- 青森市糖尿病性腎症等重症化予防プログラム  
保健指導紹介状（市→医療機関）【様式1】
- 青森市糖尿病性腎症等重症化予防プログラム  
保健指導情報提供書（医療機関→市）【様式2】
- 医療機関用の返信用封筒

③～④（略）

- ⑤市は、【様式2】の医師の指示に基づき、対象者へ必要な保健指導を実施し、その内容を糖尿病連携手帳や【様式3】保健指導実施報告書に記載し、医療機関へ情報提供する。

(2) 治療中断者[B]、[C]に対する受診勧奨・保健指導の流れ

- ①市から対象者[B]、[C]に対し、保健指導の案内等を送付する。案内等送付後、電話で保健指導の主旨や内容等を説明し、本人の同意を得る。

- ②対象者への受診勧奨・保健指導の流れは、対象者[A]に準じる。

③KDBを用いた受診追跡等により受診状況が把握できない対象者については、翌年度、医療機関へ照会を実施し状況確認への協力を依頼する。

注) (略)

3 各対象者への受診勧奨・保健指導の流れ

(1) 医療機関未受診者[A]、治療中断者[B]に対する受診勧奨・保健指導の流れ

- ① 市から対象者[A]、[B]に対し、保健指導の案内を送付する。  
案内送付後、電話で保健指導の主旨や内容等について説明し、本人の同意を得る。
- ② 同意を得られたかたへ、訪問または来所\_\_\_\_\_により、保健指導を実施する。保健指導では、健診結果構造図等を活用し、健康リスクや受診の必要性についてわかりやすく指導し、「糖尿病を専門的に診療することができる医療機関一覧」（「青森県がん・生活習慣病対策課、公益社団法人青森県医師会」作成）により受診を勧奨する。

※面接時、受診に際し、本人に持参していただく書類等を渡す。

- 青森市糖尿病性腎症\_重症化予防プログラム  
保健指導紹介状（市→医療機関）【様式1】
- 青森市糖尿病性腎症\_重症化予防プログラム  
保健指導情報提供書（医療機関→市）【様式2】
- 医療機関用の返信用封筒

③～④（略）

- ⑤市は、【様式2】の医師の指示に基づき、対象者へ必要な保健指導を実施し、その内容を糖尿病連携手帳\_\_\_\_\_に記載し、本人を通じて医療機関へ情報提供する。

(2) 治療中断者\_\_\_\_\_ [C] に対する受診勧奨・保健指導の流れ

- ①市から対象者\_\_\_\_\_ [C]に対し、文書により、糖尿病についての正しい理解や受診の必要性、糖尿病を専門的に診療することができる医療機関一覧について情報提供し、受診を勧奨する。

- ②レセプトデータで受診状況を確認し、優先度の高い未受診者に電話で状況確認の上、未受診者には受診勧奨を行い、同意を得られたかたへは、訪問または来所により、保健指導を実施する。  
対象者への受診勧奨・保健指導の流れは、対象者[A]、[B]に準じる。

③\_\_\_\_\_

注) (略)

削除  
削除

追加

変更

変更

追加  
削除

追加

変更

削除

削除

追加

<p>(3) 治療中の者 <b>D</b> に対する保健指導の流れ</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 市は、【様式2】の医師の指示に基づき、対象者へ必要な保健指を実施し、その内容について糖尿病連携手帳や【様式3】保健指導実施報告書に記載し、医療機関へ情報提供する。</p> <p>※後期高齢者については、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」において、本プログラムの流れに準じ、【様式1】【様式2】を活用する。実施にあたっては、国保医療年金課等関係課と十分に連携をとるものとする。</p> <p>4 取組にあたっての関係者の役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 「青森市糖尿病性腎症等重症化予防プログラム」に基づいた受診勧奨・保健指導を行う保健師等の指導技術の質の維持・向上を図るため、保健指導従事者のマニュアルを作成し、必要に応じ、保健指導技術に関する学習会等を行う。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 市の評価結果は、市医師会・専門医・市により構成する「青森市糖尿病重症化予防プログラム推進委員会」評価会へ報告する。</p> <p>5 プログラムの評価</p> <p>本プログラムについては、「青森市糖尿病重症化予防プログラム推進委員会」において、評価会を開催して、取組の成果や課題等について評価・検証し、プログラム運用や改善に活かしていく。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">&lt;評価項目&gt; (略)</p> <p>6 青森県及び関係機関等との連携 (略)</p> <p>7 円滑な事業の実施に向けて</p> <p>本プログラムに記載のない事項については、国の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム(平成28年4月20日策定、平成31年4月25日改定、<u>令和6年3月28日改定</u>)」を参考とする。</p> <p>また、本プログラムの取組状況を「青森市糖尿病重症化予防プログラム推進委員会」評価会で評価・検証しながら、より効果的な取組に向け、必要に応じプログラムの改善、見直しを行うものとする。</p>	<p>(3) 治療中の者 <b>D</b> に対する保健指導の流れ</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 市は、【様式2】の医師の指示に基づき、対象者へ必要な保健指を実施し、その内容について糖尿病連携手帳 _____ に記載し、<u>本人を通じて</u>医療機関へ情報提供する。</p> <p>※後期高齢者については、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」において、本プログラムの <b>C</b>、<b>D</b> の流れに準じ、【様式1】【様式2】を活用する。実施にあたっては、国保医療年金課等関係課と十分に連携をとるものとする。</p> <p>4 取組にあたっての関係者の役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 「青森市糖尿病性腎症等重症化予防プログラム」に基づいた受診勧奨・保健指導を行う保健師等の指導技術の質の維持・向上を図るため、保健指導従事者のマニュアルを作成し、必要に応じ、保健指導技術に関する学習会等を行う。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 市の評価結果は、市医師会・専門医・市により構成する「青森市糖尿病重症化予防プログラム推進委員会」評価会へ報告する。</p> <p>5 プログラムの評価</p> <p>本プログラムについては、「青森市糖尿病重症化予防プログラム推進委員会」において、評価会を開催して、取組の成果や課題等について評価・検証し、プログラム運用や改善に活かしていく。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">&lt;評価項目&gt; (略)</p> <p>6 青森県及び関係機関等との連携 (略)</p> <p>7 円滑な事業の実施に向けて</p> <p>本プログラムに記載のない事項については、国の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム(平成28年4月20日策定、平成31年4月25日改定、<u>_____</u>)」を参考とする。</p> <p>また、本プログラムの取組状況を「青森市糖尿病重症化予防プログラム推進委員会」評価会で評価・検証しながら、より効果的な取組に向け、必要に応じプログラムの改善、見直しを行うものとする。</p>	<p>追加 削除</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>追加</p>
--	---	--